

広尾町の障がい福祉制度をご紹介します

障がいのある方に関わる様々な制度があります。
その中でも町民の皆様身近なサービスの一部をご紹介します。



障がい者手帳

身体障害者手帳

- **内容**
長期にわたって身体に一定の障がいがある場合、身体障害者手帳が交付されます。
障害の程度により1～6級までの手帳が交付されます。
- **申請に必要なもの**
① 指定の医師の診断書 ② 写真1枚(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号通知書

療育手帳



- **内容**
児童相談所または知的障害者更生相談所から知的障がいであると判定された場合、障がいの程度によりA[重度の場合]、B[中・軽度の場合]の手帳が交付されます。
- **申請に必要なもの**
① 写真1枚(縦4cm×横3cm) ② 印鑑 ③ 個人番号通知書
※18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所の事前判定が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

- **内容**
精神疾患により、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある方に、障がいの程度に応じて1から3級までの手帳が交付されます。
2年ごとに更新手続きが必要です。
- **申請に必要なもの**
① 指定の医師の診断書 ② 写真1枚(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号通知書

各種年金

障害基礎年金

- **内容**
① 国民年金の被保険者期間中に病気やけがをして障がいを受け、障がい程度が、障害等級に該当する場合、支給されます。(一定の保険料納付要件を満たしていること)。
② 20歳になる前に病気やけがをして障がいを受け、障がい程度が、障害等級に該当する場合、20歳に到達すると支給されます。ただし、所得による制限があります。
◎1級 ◎2級 (毎年年額が変わります。)
詳しくは、住民課住民係(電話2-0171)にお問い合わせ下さい。

障害厚生年金・障害共済年金

- **内容**
厚生年金保険・共済年金の加入期間中に病気やけがをして障がいを受け、障がい程度が、障害等級に該当する場合、支給されます。
(一定の保険料納付要件を満たしていること)。
詳しくは、厚生年金は『年金事務所』、共済年金は『各共済組合』にお問い合わせ下さい。

各種手当、扶養共済制度

特別障害者手当・障害児福祉手当

○ 内容

在宅の重度心身障がい者で、日常生活において常時介護を必要とする人に支給されます。ただし、所得による制限があります。

◎特別障害者手当(20歳以上) 月額 (毎年金額が変わります。)

◎障害児福祉手当(20歳未満) 月額 (毎年金額が変わります。)

特別児童扶養手当

○ 内容

20歳未満の在宅で重度障がい児を養育している保護者に支給されます。所得制限あり

◎1級 ◎2級 (毎年金額が変わります。)

心身障害者扶養共済制度

○ 内容

保護者が死亡や重度障がい者になった時に、残された心身障がい者に支給されます。

○ 加入できる保護者

65歳未満の方で、生命保険に加入できる程度の健康状態の方

※掛金は、保護者の年齢により変化します。※世帯収入に応じ、掛金の減免制度あり

重度障害者年金(町独自)

○ 内容

在宅の重度障がい児・者に年金を支給します。

◎年額 36,000円

医療費助成制度

重度心身障害者医療

○ 内容

病気代の自己負担分の一部を助成されます。

○ 対象者

身障1級、2級および3級(内部障がい)の方、重度の知的障がい者

詳しくは、住民課国保係(電話2-0171)にお問い合わせ下さい。



自立支援医療費制度

自立支援医療(精神通院医療)

○ 内容

精神障害に付随する一定の疾病で、精神科に通院する場合に、医療費が助成されます。

自立支援医療(更生医療)

○ 内容

身体障がい者が、必要な医療(人工透析等)を受ける場合に、医療費が助成されます。

自立支援医療(育成医療)

○ 内容

身体に機能障がいがあったり、病気を放置すると障がいを残す可能性のある18歳未満の児童の治療に医療費が助成されます。

税の減免、交通費の割引

自動車税・自動車取得税



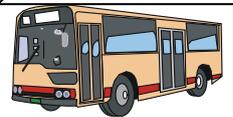
- **内容**
障がい者のために使用され、一定の要件を満たす場合、減免の対象になります。
対象となる要件などの詳しいことは次の各窓口にお問い合わせ下さい。
◎自動車税・自動車取得税 納税課収納管理係(電話0155-26-9038)
◎軽自動車税 住民課課税係(電話2-0174)※6月ごろに手続きが出来ます。

有料道路(高速道路等)通行料金の割引

- **内容(事前に証明手続きが必要です)**
事前に手続きをすると有料道路通行料金が半額になります。
- **申請に必要なもの**
① 身体障害者手帳、療育手帳 ② 車検証 ③ 運転免許証
※ ETC利用の場合は④ ETCカード ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

公共交通機関(バス、JR、タクシー、航空など)運賃の割引

- **内容**
身体障害者手帳、療育手帳を提示すると、運賃が割引されます。
詳しくは、各交通機関にお問い合わせ下さい。



通院・通園交通費助成

- **内容**
町内外の施設及び医療機関に通う方に対し、交通費を助成します。
- **対象者**
① 療育訓練施設に通う心身障がい児
② 腎臓・肝臓機能障がいや身体障害者手帳をお持ちで療養のため通院されている方
③ 指定難病患者等・小児慢性特定疾患患者で治療のため通院されている方
- **申請の受付**
年に4回(4月、7月、10月、1月)申請を受付けています。



重度身体障がい者への交通費助成

- **内容**
在宅の重度身体障がいの方にタクシー運賃の助成を行います。(年10,000円以内)
- **対象者**
身体障害者手帳をお持ちの方で、
① 下肢・体幹障がい1・2級の方 ② 視覚障がい1級の方 ③ 内臓機能障がい1級の方
※ 自動車税又は軽自動車税の免除をされている方は、燃料券としても使用できます。

特別駐車許可(駐車禁止指定の適用除外)

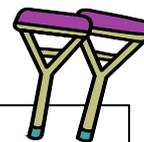
- **内容**
歩行が困難な身体障がい者などの方が、『駐車禁止除外指定車標章』を自動車に掲示すると、道路標識などで駐車が禁止されている場所に車を停めることが出来ます。
- **対象者**
① 身体障害者手帳(対象等級あり) ② 療育手帳(A判定)
③ 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
詳しくは、広尾警察署交通課(電話2-0110)にお問い合わせ下さい。



福祉用具

補装具・日常生活用具

- **内容**
日常生活や職業生活をしやすくするための用具を支給します。
- **申請に必要なもの**
 - ① 医師の意見書(新規申請) ② 業者の見積書
 - ③ 印鑑 ④ 身体障害者手帳 ⑤ 所得を証明できるもの



障害福祉サービス

- **内容**
ホームヘルプや日中活動などのサービスの利用を受けられます。
事前に、障害支援区分の認定調査などが必要です。
- **自己負担額**
原則1割負担ですが、所得に応じ自己負担額が減額になることがあります。
※ 介護保険該当者の場合は、介護保険制度での貸与・給付が優先となります。

地域生活支援事業

- **対象者**
身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者の方です。
ただし、利用にあたっては聞き取り調査などを実施のうえ決定します。

障がい者地域活動支援センター

- **内容**
町内には「広尾町障害者地域活動支援センターゆうゆう舎」があり、創作活動などを行っています。

日中一時支援事業

- **内容**
日中、事業所や障害者支援施設において、障害者等に活動の場を提供し、日常的な訓練等を

移動支援事業

- **内容**
外出時の円滑な移動を支援、自立生活や社会参加を促します。

その他の制度

NHK放送受信料の減免

- **対象者及び減免内容**
 - ① 全額免除
障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯全員が町民税非課税の世帯
 - ② 半額免除(障害者手帳所持者が世帯主で下記にあてはまる場合)
 - ア 視覚・聴覚障がい者
 - イ 重度の身体障がい者(1級・2級)
 - ウ 重度の知的障がい者(等級A)
 - エ 重度の精神障がい者(1級)
- **申請に必要なもの**
 - ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ② 印鑑



※ 詳しくは、保健福祉課福祉係(電話 2-0172)まで